

1. 我が国の取組の経緯と海外の動き

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の 合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材利用促進法

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など

(豪)違法伐採禁止法(2014)

EUは日本に対し、違法伐採対策の
法制化を働きかけ

2. 違法伐採対策による地球温暖化防止への貢献

違法伐採

森林減少

地球温暖化

違法伐採が地球温暖化に与える影響：違法伐採の懸念のある国を含む途上国の森林減少に由来する温室効果ガス排出量は、世界総排出量の約1割を占める。

違法伐採の定義が各国法令に依存。違法伐採材の特定も困難。

新法による対策

建設、紙、家具など川下の事業者も対象
→ 登録により合法的なものを使う「宣言」

合法伐採木材等の流通・利用を促進

事業者は合法性の入念な確認

調査(TPP対策予算)

合法証明のないもの
↓
証明の信頼性の低いもの
違法伐採の多発地域のもの

輸入を控える

生産国における
違法伐採の減少

地球温暖化防止への貢献